

令和4年(ワ)第459号強制執行停止申立事件

決 定

申立人 医療法人社団幹和会
同代表者理事長 鬼 武 義 幹
同代理人弁護士 吉 野 彩 子
同代理人弁護士 植 木 祐 矢
被申立人 多 田 雅 史

申立人は、被申立人から申立人に対する名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号損害賠償請求控訴事件（原審 名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第4729号）の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行について、請求異議の訴えを提起し、かつ、その執行の停止を申し立てた。

当裁判所は、その申立てを理由があるものと認め、申立人に2000円の担保（名古屋法務局令和4年度金第2341号）を立てさせ、次のとおり決定する。

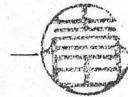
主 文

上記債務名義に基づく強制執行は、本案判決においてこの決定に対する裁判があるまで、停止する。

令和4年10月21日

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官 吉 田 晃



これは正本である。

令和4年10月21日
名古屋地方裁判所民事第5部
裁判所書記官 西尾裕麻

